相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区元浜町三〇九番地、最後の住所浜松市東区貴平町五七一番地の一グループホーム言の葉の家　被相続人　亡　岸田　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

浜松市中区中央一丁目三番六―三〇一号
浜松イーストセブン　鈴木敏弘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三橋　閑花

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市金江町金見三六九八番地、最後の住所広島県福山市金江町金見二八六八番地　被相続人　亡　野島　利壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所　広島県福山市東町二丁目三番二三号
相続財産管理人　弁護士　萩田　啓祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡肝付町岸良一一五七番地四、最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町岸良三七六番地一　岸良東団地一〇三号
被相続人　亡　本村　文義

右被相続人の相続人のあるりが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所　鹿児島市鴨池二丁目六番一号谷川ビル二〇二　溝川総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　溝川　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置市伊集院町飯牟礼二四二四番地、最後の住所鹿児島県日置市伊集院町飯牟礼三六九番地一　被相続人　亡　堀込　鉄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所　鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目六七番地　ひおき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新山奈津子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市字親川一一六番地、最後の住所沖縄県名護市字親川二五五番地
被相続人　亡　松田　昌洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

沖縄県那覇市天久二丁目一番九号がんじゅうでー ビル三階　おきなわ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高良　誠

無縁墳墓等改葬公告

墓所区画整理のために無縁墳墓等について改葬するりょとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁死者として改葬するりょとになりますのでり承知ください。

平成二十八年四月十三日

一、墳墓等所在地　東京都府中市天神町四―一三―一
一、墳墓等の名称　カトリック府中墓地
一号北二番、四号南六～八番、四号北一五～一七番、七号南一三・一四番、一〇号北一一・一二番、一四号北一二・一三番、一六号南一二番、一四号南一九番、二八号北五・六番、四一号北五・六番、四二号南一一番、四三号南一一・一二番、五〇号南一七・二八番、六八号南一一・一二番
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　東京都文京区関口三―一六―一五　カトリック東京大司教区　代表役員　岡田　武夫

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月二十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

茨城県水戸市吉沢町一〇〇五番一
茨城県自動車販売厚生年金基金
代表清算人　豊崎　繁

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年4月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アストラル　②東京都知事5/70077　③代表取締役　庄司由美　④東京都中野区上鷺宮五丁目8番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中野区上鷺宮五丁目8番14号　株式会社アストラル　代表取締役　庄司由美

①株式会社天祐インベストメントマネジメント　②東京都知事(1)第98429号　③代表取締役　松永豊　④東京都港区赤坂一丁目4番8号―光赤坂ビル4階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目4番8号―光赤坂ビル4階　株式会社天祐アセットマネジメント　代表取締役　松永豊

①木川不動産　②東京都知事(9)41391　③木川幸一　④東京都中野区沼袋4―27―14　⑤1000万円

⑥東京都知事　⑦東京都中野区沼袋4―27―14　木川不動産　木川幸一

①田中平八不動産　②福岡県知事(8)8912　③田中平八　④福岡県飯塚市川津664番地2　⑤1000万円

⑥福岡県知事　⑦福岡県飯塚市柏の森451番地8　田中平八不動産　田中平八

平成二十八年四月十三日

東京都千代田区岩本町二丁目八番一二号
東京アパレル厚生年金基金
代表清算人　野村　篤

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

福井県福井市新田塚一丁目五三番地四号
福井県医療機関等企業年金基金
代表清算人　宮崎　良一